資料 1

社会保障審議会医療部会(3/9)資料

医療施設機能について (病床機能を中心に)

病床の区分

病床について、医療法第7条第2項第1号から第5号までにおいて、以下のように定義されている。

一 精神病床

病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。

二 感染症病床

病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項に規定する<u>一類感染症</u>、同条第3項に規定する<u>二類感染症(結核を除く。)</u>、同条第7項に規定する<u>新型インフルエンザ等感染症</u>及び同条第八項に規定する<u>指定感染症</u>(同法第7条の規定により同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。)<u>の患者</u>(同法第8条(同法第7条において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)並びに同法第6条第9項に規定する<u>新感染症の所見がある者を入院させる</u>ためのものをいう。

三 結核病床

病院の病床のうち、<u>結核の患者を入院させる</u>ためのものをいう。

四 療養病床

病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であって、<u>主として</u> 長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。

五 一般病床

病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。

病院病床に関する主な構造設備の基準及び人員の標準

	一般	病床	療養病	床		精神	病床		感染症	病床	結核症	床
定義	精神病床、感染症病 床、結核病床、療養病 床以外の病床		、結核病床、療養病 療養を必要とする患 し 以外の病床 者を入院させるため		精神疾患をの病床	の病床		感染症法に規定する一類感染症、二類 感染症及び新感染				
			の病床		1)大学病院	等※1	1)以外の	病院	症の患者を るための病			
人員配置標準	医師	16:1	医師	48:1	医師	16:1	医師	48:1	医師	16:1	医師	16:1
	薬剤師	70:1	薬剤師	150:1	薬剤師	70:1	薬剤師	150:1	薬剤師	70:1	薬剤師	70:1
	看護職員	3:1	看護職員※2 看護補助者※ 理学療法士及療法士病院 に応じた適当	び作業 の実情	看護職員	3:1	看護職員	※3 4 :1	看護職員	3:1	看護職員	4:1
	(各病床共通) ・歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者に対し、16:1 ・栄養士 病床数100以上の病院に1人 ・診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数 (外来患者関係) ・医師 40:1 ・歯科医師 病院の実情に応じた適当数											
	•薬剤師 外	来患者に係	系る取扱処方せ	ん75 : 1								
i	-看護職員	30:1										

- ※1 大学病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)のほか、内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を 有する100床以上の病院(特定機能病院を除く。)のことをいう。
- ※2 平成24年3月31日までは、6:1でも可
- ※3 当分の間、看護職員5:1、看護補助者を合わせて4:1

			精神	病床		
	一般病床	療養病床	1)大学病院等※1	1)以外の病院	感染症病床	結核病床
必置施設	・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設 ・エックス線装置 ・調剤所 ・給食施設 ・診療に関する諸記録 ・分べん室及び新生児の入 浴施設※2 ・消毒施設 ・洗濯施設 ・洗濯施設	一般病床の必置施設 に加え、 ・機能訓練室 ・談話室 ・食堂 ・浴室	一般病床の必置施記・精神疾患の特性を 医療の提供及び患 めに必要な施設	踏まえた適切な	一般病床の必置施設に加え、 ・機械換気設備 ・感染予防のためのしゃ断その他必要な施設 ・一般病床に必置とされる消毒施設のほかに必要な消毒設備	
对加州	6.4㎡/床 以上 〈既設〉※3 6.3㎡/床 以上(1人部屋) 4.3㎡/床 以上(その他)	6.4㎡/床 以上※4	一般病床と同じ		一般病床と同じ	一般病床と同じ
HAT I CHAI	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.1m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.7m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上	一般病床と同じ	療養病床と同じ	一般病床と同じ	一般病床と同じ
	病院(特定機能病院及び精神 L上の病院(特定機能病院を		を除く。)のほか、内和	斗、外科、産婦人科、	眼科及び耳鼻咽喉科を	を有する

- ※2 産婦人科又は産科を有する病院に限る。
- ※3 既設とは、平成13年3月1日時点で既に開設の許可を受けている場合のことをいう。
- ※4 平成5年4月1日時点で既に開設の許可を受けていた病院内の病床を、平成12年4月1日までに転換して設けられた療養型病床群で あった場合は、6.0㎡/床 以上

医療施設別、病床区分別の人員配置標準について

				ಾ	ŧ	種			
	病 床区 分	医師	歯科医師 (歯科、矯正歯科、 小児歯科、歯科口腔 外科の入院患者を 有する場合)	薬剤師	看護師及び 准看護師	看護 補助者	栄養士	診療放射線技 師、事務員そ の他従業員	理学療法士 作業療法士
一般病院	一般	16:1	16:1	70:1	3 : 1	_			
	精神 • 療養	48:1	16:1	150 : 1	4:1 (注1)	4 : 1 (注1)	病床数 100 以上の病院		適当数
	外来	40:1 ^(注2)	病院の実状に応 じて必要と認め られる数	取扱処方せ んの数 75:1	30:1		に1人		
特定機能病	入院	すべて	歯科、矯正歯科、						
院	(病床区分	(歯科、矯正歯科、	小児歯科、歯科	すべての入	すべての入				
	による区別	小児歯科、歯科口腔	口腔外科の入院	院患者	院患者				
	はなし)	外科を除く)	患者				管理栄養	'卒 17 米F	
		の入院患者				_	士1人	適当数	_
		8:1	8 : 1	30:1	2:1				
	外来	20:1	病院の実状に応 じて必要と認め られる数	調剤数 80:1 (標準)	30:1				
療養病床を有 する診療所		1人	_	_	4:1 (注1)	4 : 1 (注1)	_	適当数 (事務 員その他の 従業者)	_

⁽注1)療養病床の再編成に伴い省令改正。平成24年3月31日までは、従来の標準である「6:1」が認められている。

⁽注2) 耳鼻咽喉科、眼科に係る一般病院の医師配置標準は、80:1である。

一般病床及び療養病床に係る医療従事者の配置標準に関する改正経緯について

<医師>

昭和23年医療法制定時

<看護師>

入院患者	外来患者
16:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科 は、80:1

入院患者	外来患者
4:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成4年第二次 医療法改正

療養型病床群 以外の入院患者	療養型病床群 の入院患者	外来患者
16:1	48:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科 は、80:1

療養型病床群以外の 入院患者	療養型病床群 の入院患者	外来患者
4:1	6:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成12年第四次

医療法改正

一般病床の 入院患者	療養病床の 入院患者	外来患者
16:1	48:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科 は、80:1

一般病床の 入院患者	療養病床の 入院患者	外来患者
3:1	6:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成18年第五次

医療法改正

く同上>

一般病床の 入院患者	療養病床の 入院患者	外来患者
3:1	4:1 - ※平成24年3月31日 - までは6:1	30:1

<歯科医師>

昭和23年医療法制定時

入院患者 外来患者 16:1 40:1

昭和31年改正

入院患者外来患者16:1病院の実情に応じて
必要と認められる数

く薬剤師>

昭和23年医療法制定時

調剤

80:1

平成10年改正

療養型病床群 や精神病院等 の入院患者	左記以外の 入院患者	外来患者に係る 取扱処方せん
150 : 1	70 : 1	75 : 1

平成12年第四次 医療法改正

精神病床及び 療養病床の入 院患者	左記以外の 入院患者	外来患者に係る 取扱処方せん
150 : 1	70 : 1	75 : 1

く看護補助者>

平成4年第二次医療法改正時

療養型病床群に係る病室の入院患者

6:1

平成12年第四次 医療法改正

療養病床の入院患者

6:1

平成18年第五次 医療法改正

療養病床の入院患者

4:1 (※平成24年3月31日までは6:1)

<栄養士>

昭和23年医療法制定時

入院患者

1以上 (病床数100以上の病院のみ)

<診療放射線技師、事務員その他従業者>

昭和23年医療法制定時

病院の実情に応じた適当数

<理学療法士及び作業療法士>

平成10年第三次医療法改正時

病院の実情に応じた適当数(療養型病床群を有する病院のみ)

平成12年第四次 医療法改正

病院の実情に応じた適当数 (療養病床を有する病院のみ)

診療報酬における機能分化の例

	7対1入院基本料	亜急性期入院医療管理料		回復期リハビリテーション病棟入院料	
		管理料1	管理料2	入院料1	入院料2
対象患者		〇亜急性期の患 者	〇急性期治療を経 過した患者(3分 の2以上)	〇回復期リハビリテーションの必要性の高い 患者(8割以上)	
				〇新規入院の2割以 上が重症患者	
算定単位	〇看護必要度基準を 満たす患者を1割以 上入院させる病棟	〇病室単位 〇一般病床の1 割以下	〇病室単位 〇一般病床の数の 3割以下	〇病棟単位	
人員配置	〇看護職員:7対1 (うち7割以上が看 護師)	〇看護職員:13対1 (うち7割以上が看護師) 〇在宅復帰支援担当者の適切な配置		〇リハビリテーション科の医師、理学療法士、 作業療法士の適切な配置 〇看護職員:15対1 (うち4割以上が看護師) 〇看護補助者:30対1	
その他	〇2人以上による病棟 夜勤 〇平均在院日数19日 以内	○2人以上による病棟夜勤○特定機能病院以外の病院(管理料2については許可病床数が 200床未満)○在宅復帰率6割以上		〇在宅復帰率6割以 上	
				○2人以上による病棟夜勤 ○回復期リハビリテーションを要する状態の 患者に対し、1日当たり2単位以上のリハビ リテーションを提供	

病床の機能分化に関するこれまでの議論